

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年6月26日)

〔件 名〕

- 1 食品営業事業者の個人情報の漏えいについて
(くらしの安心推進課)・・・1
- 2 県営住宅関係書類の誤送付について
(住まいまちづくり課)・・・2
- 3 鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について
(住まいまちづくり課)・・・3
- 4 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課・水環境保全課)・・・5

生活環境部



食品営業事業者の個人情報の漏えいについて

令和元年6月26日
くらしの安心推進課

くらしの安心推進課において、5月分の新規食品営業許可情報を鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載した際に、個人事業者の自宅住所を掲載してしまったことにより、個人情報が漏えいした。

今後、このようなことが起きないように、再発防止に努める。

1 概要

令和元年6月6日(木)に、5月1日から5月31日までに県が許可した食品営業許可情報を鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載した。

6月17日(月)に西部総合事務所食品担当職員がホームページを閲覧した際に、個人事業者の自宅住所が掲載されていることに気づき、当課に連絡したことにより、個人情報の漏えいが発覚した。

*本県では、毎月10日頃までに前月に許可した食品営業許可施設一覧を担当課のホームページに公開して閲覧できるようにしている。

<漏えい事故の経緯>

日時	対応経過
6月6日(木)	当課担当職員が、5月分の新規食品営業許可施設一覧を鳥取県公式ホームページ「とりネット」に掲載
6月17日(月) 午前8時30分頃	西部総合事務所生活環境局食品担当職員が、ホームページを閲覧した際に、個人事業者を含む名義人の住所が掲載されていることに気づき、当課に連絡
6月17日(月) 午前8時35分頃	当課担当者が、5月分の食品営業許可情報に個人情報が掲載されていることを確認し、該当ファイルをホームページより即時削除
6月17日(月) ～18日(火)	掲載された個人事業者(23名)に対して、当課職員が電話で謝罪を行うとともに、再発防止を徹底することを説明

2 漏えいした個人情報の内容

令和元年5月1日から5月31日までに県が許可した23名分の個人事業者の自宅住所

3 個人情報漏えいの範囲

公式ホームページで一般公開されたものであり漏えい先は特定できないが、電話による謝罪時において漏えい情報の悪用による被害は確認されていない。

4 原因

- (1) 食品営業許可情報公開前に掲載内容を複数の職員により確認したが、食品営業事業者住所の削除し忘れに気づかなかった。
- (2) ホームページ掲載時に、公開前後の情報のダブルチェックを怠っていた。

5 再発防止策

- (1) 公開情報は食品営業許可台帳システムより抽出した情報を加工して作成することから、公開様式を定めるとともに、作業手順をマニュアル化した。
- (2) ホームページ公開前及び公開直後に、掲載内容に個人情報が含まれていないか、複数の職員による確認を徹底する。

県営住宅関係書類の誤送付について

令和元年6月26日
住まいまちづくり課

この度、県営住宅管理代行を委託している鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）において、県営住宅関係書類（督促状）1名分を誤って送付し、個人情報が出たことが判明したので、報告する。

今後このようなことがないように県及び公社で再発防止対策を講じ、個人情報の適切な管理及び県営住宅の適正な維持管理を徹底する。

1 経緯

- (1) 6月18日（火）、公社において県営住宅入居者に県営住宅家賃の督促状を窓あき封筒に入れ郵送する際、入居者A氏の家賃の督促状に他団地の同姓同名の入居者B氏の駐車場使用料の督促状を誤って同封し、入居者A氏に送付した。
- (2) 6月19日（水）、入居者A氏から東部建築住宅事務所に連絡があり、誤送付による個人情報の流出が判明した。

※ 家賃と駐車場使用料の督促状は、それぞれ別様式であるが、両方とも滞納している入居者には、両方合わせて窓あき封筒に同封し郵送している。

2 誤送付の原因

公社において家賃と駐車場使用料の督促状を窓あき封筒に入れる際、同姓同名の入居者宛2通の督促状の住所の確認が不十分であり、また、封入時に別の職員によるダブルチェックの徹底ができていなかった。

3 流出した個人情報

入居者1名分の住所、氏名、督促する未収入額

4 対応状況

- (1) 6月19日（水）午後5時30分頃、東部建築住宅事務所に入居者A氏から「今日送られてきた督促状にB氏のものが入っていた」との連絡を受け、同事務所職員がA氏宅に出向き、直接謝罪した上で誤送付した督促状を受け取った。
- (2) 6月20日（木）、公社職員がB氏宅に出向き、経緯を説明し謝罪した。

5 再発防止策

県及び公社は、再発防止に向けて以下の対策を講じることとする。

- (1) 公社は、入居者宛文書の送付手順マニュアルを作成し、その手順に沿って封入物の宛名、住所の確認を目視だけでなく複数の職員で読み合わせをしながら確認し、ダブルチェックを再度徹底する。
- (2) 県は、別々の様式となっている家賃と駐車場使用料の督促状を1つの様式にまとめることについて検討する。

鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年6月26日
住まいまちづくり課

鳥取県屋外広告物条例の一部改正に係るパブリックコメントを実施したのでその結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年5月27日(月)から6月10日(月)まで
 (2) 周知方法等 ・ホームページへの掲載
 ・県庁県民課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 ・商工団体、鳥取県広告美術業協同組合等関係機関への意見募集の通知
 (3) 受付意見数 7件(5人)

2 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(-)

項目	意見の内容	対応方針	対応
全般	屋外広告物の管理が現状では十分でない。許可期間中に空き店舗になった時どうしていくのかが課題。空き店舗にも屋外広告物は設置されている。屋外広告物の所有者と広告主が違う場合もある。それを明確にし指導していくべき。所有者不明の屋外広告物も増えているので監視をしてもらいたい。	管理が不十分な広告物については、今年度、許可権者である市町村に違反広告物の是正指導を依頼することとしている。是正指導は、許可を受けた広告主に対して行うが、広告主が不明な場合は所有者に対して行っている。	◎
管理義務を負う者の拡大	事故が発生した場合の責任の所在を明確にできるようにしてほしい。	今回の改正では、条例で定める適正な管理義務を課す者に、所有者及び占有者を加え、これらの者にも管理責任があることを明確にすることとしている。事故が発生した場合には、管理義務を課す者が責任を負うことになるが、これらの者のうち、一義的に責任を負う者については、当事者間の契約内容により判断することになるので、条例には規定しない。	○
安全点検の義務付け	安全点検を「所有者等(広告主、管理者、所有者及び占有者)」に義務付けるとあるが、この中で誰がすべきか又はこれらの者の順位を明確にして欲しい。	安全点検の実施は、所有者、設置者など当事者間の契約によるべきものなので、安全点検の義務を負う者の順位までは条例に規定しない。	-
	安全点検結果の報告を「所有者等」に義務付けるとあるが、誰がすべきか明文化した方がいい。	安全点検結果の報告は、既存広告物の許可申請時に行うようにしており、申請を行う設置者又は表示者(広告主)に対して義務付けることとしている。	◎
	有資格者について、実際に広告物の点検調査を行っている者であるべき。 屋外広告物点検技能講習修了者その他の有資格者との技量の差が大きい。有資格者でなくかつ屋外広告物点検技能講習修了者が望ましい。具体的に広告主等に対応策、処置方法の提案が出来なければならない。	安全点検を行うことができる有資格者は、工作物の構造に関する基礎的な知識を有する者として、国がガイドライン等で示している屋外広告士及び屋外広告物点検技能修了者に加え、建築士、電気主任技術者、電気工事士等としている。適切な安全点検が実施できるよう有資格者に対して、屋外広告物点検技能講習の受講を促していく。	△
禁止区域における適用除外	禁止区域においても、公益上必要な情報と併せて広告を表示する広告物について、許可を得て設置することができるが、そのような広告物があるのか。定義があいまいではないか。許可を行う市町村によって扱いに差が出るのではないか。	現在、県内(屋内を除く)に該当する広告物はない。当該広告物の詳細(規模、明彩度等)は許可権者である市町村の意見を聞いた上で規則等で定めるが、対象は、国又は地方公共団体が表示又は設置する広告物とする予定である。	△
その他	屋外広告点検技能者の養成が必要。	日本屋外広告業団体連合会等が主催する屋外広告物点検技能講習の受講を屋外広告業登録業者に促していく。(令和元年10月に米子市において開催予定)	-

3 今後のスケジュール

令和元年9月定例県議会に条例改正案を付議する予定

鳥取県屋外広告物条例の一部改正(案)の概要

住まいまちづくり課

全国的な屋外広告物の落下事故の発生及び外国人観光客の増加に伴う観光案内看板等の規制の弾力化が求められていることを受けて、平成29年3月に国土交通省の屋外広告物条例ガイドラインが改正された。

これを踏まえ、鳥取県屋外広告物条例について、以下の改正を行う。(令和元年9月改正予定)

①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化

②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)の広告禁止区域における適用除外

※デジタルサイネージ(電子案内板)とは平面ディスプレイ等によって映像や文字を表示する広告媒体

1 経緯・背景

○安全点検の義務化について

- 平成27年2月に、札幌市で屋外広告物(袖看板)が落下、通行人の頭部を直撃し重傷を負う事故が発生し、その後も全国各地で屋外広告物の事故が相次いだ。
- 国は屋外広告物条例ガイドラインを改正し、各自治体に屋外広告物の安全点検の義務化等の取組を求めており、現在12府県で屋外広告物条例が改正され、他の都道府県でも改正が検討されている。
- 鳥取市(中核市)と倉吉市(景観行政団体)は、独自の屋外広告物条例を施行しているが、県の条例改正に追随して条例を改正する予定。

○公共デジタルサイネージに関する規制の運用弾力化について

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)において、多言語表示に対応した観光案内看板(公共デジタルサイネージ)への広告掲出に係る規制の運用を弾力化と位置付けられている。
- 屋外広告物条例ガイドラインの改正が行われ、公益上必要な施設に表示するものに限り禁止区域での掲出を認める規制緩和が示された。

2 令和元年度条例改正の内容

①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化に関するもの。

項目	改正内容	改正の理由
安全点検の義務付け	屋外広告物の安全点検の実施及び許可更新時(2年ごと)に点検結果の報告を義務付ける。	屋外広告物の落下事故が全国で発生していることを踏まえ、有資格者に安全点検及び点検結果報告させることを義務付けるため。

②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)に係る屋外広告物規制の緩和を図るもの。

項目	改正内容	改正理由
禁止区域の適用除外	禁止区域において、公益上必要な施設又は物件に表示、設置する物件であって、その広告手数料を当該公益上必要な施設、物件の管理に要する費用に充てる場合は知事の許可を得て設置を可能とする。	公益上必要な施設に民間広告を表示し、その広告手数料を設置、管理費用に充てることで、このような施設の設置を促進する取組を拡大していくため。

3 屋外広告点検技術者の養成

条例改正施行に向けて、令和元年秋に鳥取県広告美術業組合が屋外広告物点検技能講習会を開催し、安全点検を行うことができる有資格者(技術者)の養成を行う予定であり、県も必要な支援を検討する。

<参考>

中国地方の条例改正状況

	条例改正状況	資格者要件	点検時期	許可期間
広島県	平成29年度改正	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、電気主任技術者、電気工事士	更新申請時	1年以内
島根県	未定	検討中	更新申請時	3年以内
岡山県	未定	屋外広告士と同等と認められる資格者	検討中	1年以内
山口県	令和元年度末改正予定	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、特定建築物調査員、資格保有者が在籍する屋外広告業登録事業者	3年ごと	1年以内

※条例改正予定の県の記載内容は検討中の内容

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和元年6月26日
生活環境部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
【新規分】 くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その7)	東伯郡湯梨 浜町ばわい 長瀬外	株式会社 井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 96,250,000 (予定価格) 101,126,300	令和元年6月6日 ～令和2年1月16日	令和元年6月6日	制限付 一般競争入札 (3社)

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
【変更分】 くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅永江団地第九期住戸改善工 事(54-1棟)(建築)	米子市 永江	株式会社 金田工務店 代表取締役 金田 勝	(当初契約額) 263,520,000 (第1回変更後契約額) 265,469,400	平成30年7月31日 ～令和元年6月20日 (変更なし)	(当初契約年月日) 平成30年7月30日 (第1回変更契約年月日) 令和元年6月12日	現地調査結果に基 づく外壁補修等を増 加したことによる工 事費の増

